

## 大熊町交流施設「link る大熊」 利用規約

2021年10月25日現在

当交流施設の公共性と安全性を確保するため、当交流施設を利用する全ての利用者に、下記の規則を守っていただきます。この規則で定められた事項をお守り頂けない場合はお断りすることができるものとします。また本利用規則に記載のないものであっても、安全確保や他者への迷惑防止の観点から職員の判断により利用をお断りすることができるものとします。

### 《 利用目的 》

#### 第1条

- 1 地域住民の交流や、町外からの来訪者との交流を促進し、地域の活性化を図ることを目的とします。
- 2 どなたでも利用できるが、営利活動を目的とした場合には総括責任者および大熊町役場の許可を得た後に、予約申し込みを行って頂きます。

### 《 予約方法 》

#### 第2条

- 1 施設を利用するには予め予約を行って頂きます。ただし、多目的ホールを利用する場合、他の利用者が無く、一時的に個人またはグループで利用する場合はこの限りではありません。また運動スタジオの利用についてもこの限りではありません。  
なお、多目的ホール外のウッドデッキスペースや中央広場を事業などで使用する場合、費用はかかりませんが、予め予約を行って頂きます。
- 2 施設の利用を希望される団体・グループにおいては、利用月から数えて6ヵ月前の月初めから申し込みができるものとします。
- 3 直接または電話、メール、FAXにより、当交流施設事務室に申し出て頂きます。
- 4 申し込みの際に、「使用申込書」に記入していただき、「使用申込書」の記入をもって成立とします。その際に身分証も確認します。
- 5 中学生以下で構成する団体、サークルが利用する場合には、成人の指導・監督者の元で行うことを必要条件とし、指導・監督者に申し込んでいただきます。
- 6 使用する備品・用具・機材機器等について予め確認を行います。また大型物品の搬入・搬出があるか確認します。
- 7 当日利用は、利用時間15分前まで窓口で受け付け可能とします。その際に申請者の身分証を確認します。
- 8 図書コーナーおよびキッズルームのみ予約無し(無料)でご利用できます。

### 《 利用料金 》

### 第3条

- 1 利用者が支払うべき利用料及び違約金は「利用料金一覧表」「違約金一覧表」(別表)のとおりとします。
- 2 利用料金は原則前払いとし、利用当日の施設利用前に支払うものとします。
- 3 多目的ホールについては占有利用の場合のみ、利用料金を徴収します。
- 4 営利目的とする場合の利用料金は、基本料金の150%増とします。
- 5 大熊町の住民票を有する者、町内で勤務する者、およびこれらに準ずる者以外の者が使用する場合は、基本料金の50%増とします。(「利用料金一覧表」の括弧内に50%増の料金を記載。)

#### ◀ 利用時間・休館日 ▶

### 第4条

- 1 利用時間 高校生以上の個人(団体含む) 午前9時から午後9時まで  
中学生個人 午前9時から午後7時まで  
小学生個人 午前9時から午後5時まで  
※成人および保護者同伴の場合は前記以降の時間も利用可能とします。
- 2 休館日 12月29日から翌年1月3日まで  
施設メンテナンス日(町と協議の上、決定した日)
- 3 利用時間については準備及び後片付け、備品の搬入搬出ならびに原状復帰・清掃等の時間を含みます。

#### ◀ 利用申し込みの変更及び解約 ▶

### 第5条

- 1 違約金料は「違約金一覧表」による。なお違約金の支払いは、解約申し込み後7日以内に納付して頂きます。
- 2 利用者の過失ではない場合、違約金は徴収しません。
- 3 変更は随時受け付けますが、団体利用のご予約変更については利用日から遡って8日前までは無料、7日前を過ぎるとキャンセル料が発生します。

#### ◀ 利用時間の延長 ▶

### 第6条

- 1 利用当日の延長については、次に他団体の予約が入っていないときに限り、受けることができます。なお、延長料金については次の時間帯1枠分の料金とします。

#### ◀ 飲食物の持ち込み ▶

### 第7条

- 1 飲食物の持ち込みについては原則可能としますが、各室により異なります。事前に確認して下さい。

- 2 飲酒、アルコール類の持ち込みは、原則としてお断りしますが、懇親会等などの会合を開催する場合などは認めるものとしますので、事前にご相談ください。

#### 《 駐車場利用 》

##### 第 8 条

- 1 当施設の駐車場を利用する場合は、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任までは負いません。
- 2 「駐車場利用規則」も併せてご確認ください。

#### 《 掲示物について 》

##### 第 9 条

- 1 指定場所以外の看板、のぼり、旗、ポスター等(以下、「看板類」と言います)の掲示はできません。ただし、総括責任者および大熊町役場の承認を得た場合はこの限りではありません。
- 2 指定された場所であっても当施設が管理運営上必要と判断した場合には、看板類の移動および撤去をお願いします。
- 3 看板類の掲示の際に施設の壁、扉、付帯設備等に画鋸・針・ガムテープ等を使用することはできません。

#### 《 禁止事項 》

##### 第 10 条

- 1 当施設内での喫煙、火気類の使用、危険物の持ち込み。
- 2 衛生を害するおそれがある物、悪臭発生の原因となる物の持ち込み。
- 3 暴力行為、違法行為、風紀・秩序を乱す行為等、他人に迷惑が及ぶ行為。
- 4 ペットを連れてのご利用(介助犬は除く)。
- 5 政治活動・宗教活動の禁止。
- 6 当施設の備品、器具類を許可なしに施設外へ持ち出す行為。

#### 《 利用制限 》

##### 第 11 条

以下の場合、予約・使用許可の取り消し、使用許可を得て利用中であっても即時中止させていただきます。なお、お支払いいただいた利用料金等は一切返金できません。

- 1 利用者が暴力団関係者、その他反社会団体に属する者と当施設が判断した場合。
- 2 公序良俗に反すると当施設が判断した場合。
- 3 「使用申込書」に記載された内容と、事実が大きく異なる場合・本利用案内に反する行為があると、当施設が判断した場合。
- 4 条例等、関係法令に違反すると、当施設が判断した場合。
- 5 当施設の設備及び器機等を破損するおそれがあると判断した場合。
- 6 利用案内又は当施設職員の指示に従っていただけない場合。

7 その他、当施設が不相当と判断した場合。

《 免責事由 》

第 12 条

管理者は、次の各号に掲げる事由によって生じた利用者の損害について、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負いません。

- 1 自然災害その他不可抗力により利用困難になった場合の損害。
- 2 管理者の責に帰することの出来ない事由によって事故が生じた場合の損害(他の利用者もしくはその他の人の行為に起因して被った損害も含む)。
- 3 その他利用者の自己過失による損害。
- 4 利用者間のトラブルや第三者から受けたトラブルにおける利用者の損害。
- 5 利用許可が得られなかったことにより生じた一切の損害。

《 利用者の賠償責任 》

第 13 条

- 1 利用者が故意、もしくは重大な過失により設備、機器、備品類を破損もしくは紛失した場合は、それにより管理者が被った損害(その結果、当施設の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む)に対し利用者は賠償するものとします。

《 その他の注意事項 》

第 14 条

- 1 利用時間には、準備や片付けも含みます。利用後は使用した器具・備品類を所定の場所へ綺麗に戻し、原状復帰と清掃(モップかけ・雑巾かけ)を行ったうえで退出して頂きます。
- 2 利用者が持ち込んだ、ごみ等は各自で持ち帰っていただきます。
- 3 体調の優れない方が発生した場合は、速やかに職員へお知らせ下さい。
- 4 貴重品およびその他の物品は、利用者ご自身で身の回りに所持するようして頂きます。留置した状態を発見した場合は、拾得物として施設で一時保管します。
- 5 当施設のご利用にあたって利用者から提供された個人情報については、法令等に従って適正に管理します。
- 6 当施設内で各種撮影(動画、写真等)をご希望される際は、原則可能としますが、撮影内容・規模によりお断りすることがございます。予約時にご確認下さい。
- 7 公序良俗に反する内容や社会通念上問題のある内容の撮影はできません。
- 8 取材・撮影・放送・掲載で生じたトラブルについて、当施設は一切の責任を負いません。
- 9 本利用規則への違反行為、その他の利用者への迷惑になると職員がみなした行為は、その利用者へ速やかに行方を中止させること。指示に反する場合は退場して頂きます。
- 10 規則違反をしている利用者が職員の指示にもかかわらず退場しない場合は、警察等の関係機関に通報します。その際、施設の利用料金等は一切返金できません。
- 11 避難を要する緊急時には、館内放送を行い、利用者の誘導等を行います。

12 本利用規則は変更する場合がありますので、その際は事前に周知します。

《 各教室別の利用規則 》

第 15 条

当交流施設における、各室の利用規則は以下のとおりとします。

1 (クッキングスタジオ)

- (ア) 施設利用の目的はレンタルキッチンとします。具体的には、料理教室、カルチャースクール、料理撮影、セミナー、研修、宿泊者の自炊などを目的とした利用を想定しております。
- (イ) ガス・火気類・刃物類の使用には十分注意して利用して頂きます。退出の際は火の元の確認および原状復帰・清掃を行っていただき、その後に職員が最終確認を行います。
- (ウ) 利用者の責任のもと防災・防犯等の安全管理や衛生管理を行って頂きます。
- (エ) 施設備付の食材や調味料についてはご用意しません。

2 (運動スタジオ)

- (ア) スタジオ内では必ず屋内用シューズに履き替えてから利用して下さい。
- (イ) 設備、器具等は大切に使用し、使用後は元の位置に戻して下さい。また、備付のタオルで付着した汗等を拭き上げるようお願いいたします。
- (ウ) 万一損傷、汚損、紛失を発見した場合は、当該機器の利用者へ現所回復、修繕、損害賠償をご請求させて頂く場合がございますので、取り扱いは丁寧をお願いいたします。
- (エ) 準備および片づけ、更衣室、シャワー室の利用は、時間内に行っていただきます。
- (オ) 予約時に集団指導や催物等を開催するか確認します。状況に応じて利用をお断りする場合があります。
- (カ) 利用者が持ち込んだ、ごみ等は各自で持ち帰っていただきます。
- (キ) けがや事故に関しては、当施設が故意または重大な過失を除いて当施設は責任を負いません。

3 (多目的ホール)

- (ア) 多目的ホールでは野球、サッカー等の球技は利用できません。
- (イ) 利用後は使用した器具・備品類を所定の場所へ綺麗に戻し、原状復帰と清掃を行ったうえで退出して頂きます。
- (ウ) 調整室(照明・音響等)を利用するか予め確認します。また使用後は原状復帰と清掃をして頂きます。
- (エ) ラジカセ等を持参し利用する場合は、音量に関して他の利用者へ迷惑と判断した場合は直ちに中止を要請します。

4 (音楽スタジオ)

- (ア) 施設利用の目的は音楽スタジオです。演奏、録音を目的とした利用を原則とします

- (イ) 原則として、ハードディスク、テープ、楽器、機材等の預かりはしないものとします。ただし、利用者から預かりを依頼され、お預かりしたハードディスク、テープ、楽器、機材等に何らかの破損、故障等が生じててもその責を一切負わない条件で、利用者から承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (ウ) 当施設に備付の機材、機器類以外の機材の貸出しおよび販売はしません。
- (エ) スタジオ内での食事は禁止です。アルコールを含まない飲料(お茶・水等)に限りスタジオ内に持ち込み可能。ただし、機材・機器類の上に飲料を置くことは禁止します。
- (オ) 利用後は使用した器具・備品類を所定の場所へ綺麗に戻し、原状復帰と清掃を行ったうえで退出して頂きます。

## 5 (研修室)

- (ア) 施設の利用の目的は会議、研修、セミナー、ワークショップ等を想定しております。
- (イ) 利用後は使用した器具・備品類を所定の場所へ綺麗に戻し、原状復帰と清掃を行ったうえでご退出して頂きます。
- (ウ) 備付のマイク機材を利用するか、予約時に確認してください。また音量については他の利用者の迷惑になると判断した場合は、速やかに中止要請を行います。
- (エ) 飲食物の持ち込みについては可能ですが、食べ・飲みこぼし、散らかし等、室内を汚さないよう伝えること。ご退出の際は原状復帰・清掃を行って頂きます。
- (オ) ケータリング等の飲食物の宅配を希望される場合は利用者ご自身で行って頂きます。またその際に生じたトラブルおよび損害等について当施設は一切の責任を負いません。排出されたごみ等は全て持ち帰って頂きます。
- (カ) 事前の荷物のお預かりについては、原則可能ですが予約時に確認します。なお利用後の荷物の発送は受け付けません。

## 6 (図書コーナー)

- (ア) 施設外への貸出しは行いません。ただし、総括責任者および大熊町役場の承認を得た場合はこの限りではない。
- (イ) 図書コーナー資料の特別整理など、当施設が必要と認めた時は、図書コーナーの閉館時間の変更や臨時に利用休止時間を定めます。
- (ウ) 読書・調査・研究を目的としない閲覧席の長時間の占有は禁止します(荷物を置いたままでの長時間離席を含む)。
- (エ) 図書コーナーでの食事は原則禁止とします。なおアルコールを含まない飲料(お茶・水等)に限り、持ち込み可能としますが、書籍・雑誌・新聞等の上に飲料を置くことは禁止します。
- (オ) 利用後は書籍・雑誌・新聞等を所定の場所に綺麗に戻し、使用した備品類を原状復帰したうえで退出して頂きます。
- (カ) 図書コーナー資料の複写および複製を希望する者は、著作権法第 31 条の定める範囲で管理事務所にて複写サービス(有料)を受けることが出来るものとします。

- (キ) 検索用パーソナルコンピュータのインターネットの利用は、一般的な情報検索等にご利用して頂けることを目的として設置している為、限られた設備を多くの皆様に快適にご利用頂けるよう利用時間の制限を設ける場合があります。
- (ク) 利用終了後は、ブラウザ画面に戻し、コンピュータを終了して頂きます。
- (ケ) インターネットをご利用の際は以下の行為を禁止とします。
  - a) ゲームやアダルトサイトの検索・閲覧。
  - b) 電子掲示板、ブログ、SNSその他に情報を書き込み・アップロードする行為。
  - c) 動画の閲覧・大容量のファイルのダウンロード等、ネットワークに過大な負荷をかける行為。
  - d) ID、パスワードを入力して特定の個人のみ利用できるサイトの利用(webメール等)
  - e) 違法アップロードコンテンツの閲覧など著作権法等の法令に違反する利用。
  - f) 犯罪や不法行為を実行、推奨、助長するような情報の閲覧。
  - g) 公衆の場での公序良俗に反する利用。
  - h) 極度に娯楽に偏するなど調査研究利用と大きくかけ離れたサイトの閲覧。
  - i) その他、図書コーナーが利用を制限しているサイト等の閲覧。

## 7 (キッズルーム)

- (ア) 施設利用の目的はあくまでもお子様が一時的に遊べるスペースの開放とします。なおキッズルーム内には専任の職員は常駐しません。
- (イ) 利用できるお子様は、生後6ヶ月から小学3年生までとします。ご利用の際は、必ず成人または保護者の方が同伴の上でご利用して下さい。
- (ウ) 飲食物の持ち込みについては可能ですが、食べ・飲みこぼし、散らかし等、室内を汚さないようにして下さい。退出の際は原状復帰を行って頂きます。
- (エ) おもちゃ等の持ち込みは可能ですが、紛失等のトラブルが無いよう、名前の記入をお勧めします。また、ゲームの持ち込みも可能ですが、大音量での使用を発見した場合は速やかに中止要請を行います。なお持ち込まれた場合の紛失、破損には一切の責任を負いません。
- (オ) 当施設の設備や備品類、おもちゃ等は乱暴に扱わないようにして下さい。万が一破損、紛失してしまった場合は、補修、補填に要した費用を全額ご請求させて頂く場合があります。
- (カ) お子様当施設を利用したことにより症状が悪化した、または他のお子様から病気が移った等の責任については負えませんので、自己責任の範囲でご利用して下さい。

別表

【利用料金一覧表】

使用区分	9:00-17:00 までの4時間未満	9:00-17:00 までの4時間以上	17:00-21:00
多目的ホール	10,000 円 (15,000 円)	20,000 円 (30,000 円)	20,000 円 (30,000 円)
	9:00-21:00(全日)		
	40,000 円 (60,000 円)		
使用区分	9:00-17:00 まで 一時間あたり	17:00-21:00	
音楽スタジオ	500 円 (750 円)	1,000 円 (1,500 円)	
運動スタジオ	100 円 (150 円)	200 円 (300 円)	
クッキングスタジオ	1,000 円 (1,500 円)	2,000 円 (3,000 円)	
研修室 1	500 円 (750 円)	1,000 円 (1,500 円)	
研修室 2	500 円 (750 円)	1,000 円 (1,500 円)	
使用区分	9:00-21:00(終日)		
施設、イベント広場等を占有する場合	50,000 円 (75,000 円)		
チャレンジショップ	1ヶ月	10,000 円 (15,000 円)	

- 1 利用料金には消費税相当額を含む。
- 2 多目的ホールを占有利用の場合のみ、利用料金を徴収する。
- 3 17時をまたぐ利用があった場合には、9時～17時までの利用時間に基づく料金に17時以降の料金を合算した利用料金を徴収する。
- 4 営利目的とする場合の利用料金は、基本料金の150%増とする。
- 5 大熊町の住民票を有する者、町内で勤務する者、およびこれらに準ずる者以外の者が使用する場合は、基本料金の50%増とする。括弧内に料金を記載。

※以下の団体等が利用する場合には、利用料を減免措置が適用されます。

- ①国若しくは都道府県又は市町村の各機関が使用するときは、使用料の全額を免除する。
- ②国公立又は私立を問わず、大学、高校、中学校、小学校などの学校が使用するときは、使用料の100分の60に相当する額を減額する。



【違約金一覧表】

区分	違約金		
	無断キャンセル	当日	前日～7日前
キャンセル期日			
大熊町民及び勤務者	100%	50%	30%
一般	100%	100%	50%

1 表中%は、利用料金に対する違約金比率とする